

様式1の2

初等中等教育局長の定める様式（省令附則第3項関係）
【令和8年3月31日において受給権者である在校生に係る申請様式】

年 月 日

和歌山県知事 様

高等学校等就学支援金 受給資格確認申請書

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の確認を申請します。

（次の事項を必ず確認の上、すべての口にレ印を付けてください。）

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- 令和8年3月31日時点で、以下の学校に在学し、高等学校等就学支援金の受給資格認定を受けています。
- この申請書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな				
生徒の氏名	姓		名	
認定番号				
生徒が在学する学校の名称	初芝橋本高等学校			

【1. 生徒の国籍・在留資格・在留期間等について①】

(次の該当する□にレ印を付けてください。)

(1) 生徒本人の国籍を以下のとおり申請します。

① 日本国

② 日本国以外

(上記(1)で②「日本国以外」を選択した場合は、次の該当する□にレ印を付けてください。また、必要事項を記入ください。)

(2) 生徒本人の在留資格・在留期間等を以下のとおり申請します。

③ 特別永住者

④ 永住者

⑤ 日本人の配偶者等

在留期間
(満了日)

(西暦) 年 月 日

⑥ 永住者の配偶者等

⑦ 定住者

在留期間
(満了日)

(西暦) 年 月 日

日本国に永住する
意思の有無

はい (あり) いいえ (なし)

⑧ 家族滞在

在留期間
(満了日)

(西暦) 年 月 日

日本国の小学校の
卒業の有無等

卒業した 卒業していない

小学校名

所在地
(都道府県)

都・道
府・県

日本国の中学校の
卒業の有無等

卒業した 卒業していない

中学校名

所在地
(都道府県)

都・道
府・県

日本国で就労する
意思の有無

はい (あり) いいえ (なし)

【1. 生徒の国籍・在留資格・在留期間等について②】

(生徒の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次の①～⑤のいずれかの□にレ印を付けてください。)

生徒本人の日本国籍の有無の確認のため、以下のとおり申請します。

① 「個人番号カードの写し(コピー)」を添付します。

② 「住民票の写し(市町村の発行したもの。原本。コピー不可。)」を添付します。
国籍が「日本国以外」の生徒：国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。

③ 「特別永住者証明書の写し(コピー)」を添付します。

④ 「在留カードの写し(コピー)」を添付します。

⑤ ①～④のいずれの書類も添付しません。
国籍が「日本国」の生徒：日本国内に住所を有したことがなかったり、個人番号の指定を受けていなかったりする場合など。
国籍が「日本国以外」の生徒：就学支援金は支給されません。

(生徒の国籍が「日本国以外」であって、在留資格が「家族滞在」の場合、日本の小学校及び中学校を卒業したことを証明する書類について、次の⑥、⑦のいずれにも□にレ印を付けて申請してください。)

⑥ 「日本国の小学校の卒業証書の写し又は卒業証明書」を添付します。

⑦ 「日本国の中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書」を添付します。

【2. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、その授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

「認定番号」欄には、現在在学している高等学校等において受給資格認定を受けた際の通知に記載された「認定番号」を記入してください。

【1. 生徒の国籍・在留資格・在留期間等について】の欄は、次によって記入してください。

生徒の在留資格が「家族滞在」である場合において、「小学校」は、「日本の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」をいい、「中学校」は、「日本の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」をいいます。

留意事項

- イ 「個人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。
- ロ 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。
- ハ 受給資格の確認後、申請者の国籍等に記載する内容に変更があった場合には、速やかに、届け出てください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。